

平成22年7月23日

消費者庁

## 特定商取引法違反の業務提供誘引販売業者に対する 取引停止命令（9か月）について

～ 4社が一体となって業務提供誘引販売（いわゆる内職商法）を行っていた事案 ～

○ 消費者庁は、業務提供誘引販売業者である株式会社デパーズ、（福岡県福岡市）Bーサポート株式会社（広島県広島市）、株式会社アクティブ及び株式会社ウエスト（いずれも福岡県福岡市）に対し、本日、特定商取引法第57条第1項の規定に基づき、平成22年7月24日から平成23年4月23日までの9か月間、業務提供誘引販売取引に関する業務の一部（新規勧誘、申込み受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

また、併せてこれらの社に対し、同法第56条第1項の規定に基づき、「営業員が、簡単にトレーニングを修了した上でスキルチェックに合格でき仕事が斡旋されるかのように勧誘し、さらに、仕事はたくさんあり毎月途切れることなく仕事を提供するので、2万円から3万円程度手元に残るなどと確実に収入が得られるかのように勧誘していたことがあるが、これらは虚偽であり、実際は簡単にトレーニングを修了した上でスキルチェックに合格でき仕事が斡旋されるわけではなく、確実に収入が得られるものでもない。」旨を、本件商品等を購入した者に通知するよう指示しました。

○ 認定した違反行為は、不実告知、勧誘目的等の不明示、契約書面の虚偽記載です。

1. 株式会社デパーズ、Bーサポート株式会社、株式会社アクティブ及び株式会社ウエスト（以下、「本件事業者」という。）は一体となって、「SOHOプラン」、「ウエストプラン」と称するCD-ROM等の商品及び契約者専用Webサイト上でのパソコン入力研修の役務（以下「本件商品等」という。）の販売を主な事業としていました。

本件事業者は一体となって、インターネット上でパソコン入力業務の在宅ワークを紹介するジョブシステム、ライフプランニング、インターワークス、ワークネット等と称するWebサイトから資料請求をした消費者に対し電話をかけ、本件商品等を購入しWebサイト上でのパソコン入力の研修で得られる知識・技能を利用して、株式会社システムサポートが提供するパソコン入力の業務に従事することにより収入が得られることをもって消費者を誘引して、本件商品等の購入に係る代金約50万円を負担させていました。

2. 認定した違反行為は以下のとおりです。

- (1) 本件事業者は一体となって、業務提供誘引販売取引の契約の締結について勧誘をするに際し、契約後の毎月の収入について、「3年間は月5万円の収入から2万円の手数料を差し引いて3万円の収入になります。」、「仕事が途切れることはなく、たくさんあります。」、「2、3万円ぐらいだったら問題なくいけるんじゃないですか。全然大丈夫ですよ。」などとあたかも毎月一定の収入が得られるかのように勧誘していました。しかし、実際には、毎月途切れることなく仕事が提供されるわけではなく、仕事の収入で毎月の商品代金を支払っても2万円から3万円程度手元に残る消費者はごく僅かでした。
- (2) 本件事業者は一体となって、業務提供誘引販売取引の契約の締結について勧誘をするに際し、「トレーニングを受けて簡単な試験に合格すると業務開始となる。」、「研修や試験は難しくないの由来月から働けます。」、「全くパソコンを使ったことのない人でもトレーニングを受けて仕事ができるようにしていますので、経験のある人はすぐに仕事ができます。」などと、誰でも簡単にトレーニングを修了した上でスキルチェックに合格でき仕事が斡旋されると説明し勧誘していました。しかし、実際には、合格率は約2割であり、とても簡単に合格できるようなものではありませんでした。
- (3) 本件事業者は一体となって、業務提供誘引販売取引の勧誘に先立って、その相手方に対し、「在宅ナビに登録されましたよね。登録した方に連絡させていただきました。パソコンを使った簡単な内職があるのですが、興味があればご説明します。」などと告げるだけで、特定負担を伴う取引についての契約締結について勧誘する目的である旨を告げていませんでした。また、「仲介手数料が必要で、毎月1万円位になります。」などと告げ、当該勧誘に係る商品及び役務の種類を明らかにしていませんでした。
- (4) 本件事業者は一体となって、業務提供誘引販売取引の契約を締結したときに交付しなければならない契約の内容を明らかにする書面であると認められる「販売契約書」の契約担当者の欄に偽名を記載していました。

#### 関連事業者

以下の事業者は、本件事業者の取引を遂行する上で重要な役割を果たしていたことから、併せて公表します。

株式会社システムサポート

代表者：代表取締役 安達 和彦

所在地：東京都中央区八丁堀二丁目19番7号

本件事業者との関係：株式会社システムサポートは、株式会社アクティブ及び株式会社ウエストと「サポート業務委託契約」を締結し、本件事業者と業務提供誘引販売契約を締結した消費者に対し、研修業務、スキルチェックを行い、それに合格した消費者へパソコン入力業務を提供することとしていました。

【本件に関する問い合わせ】

本件に関するお問い合わせにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局までお問い合わせください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

## 業務提供誘引販売業者4社に対する行政処分の概要

### 1. 事業者の概要

#### (1) 各事業者の概要

##### ①株式会社デパーズ

代表者：代表取締役 原野 裕治

所在地：福岡市中央区天神1丁目13番26号 福岡中央ビル3F

\*登記簿上の所在地 福岡市中央区天神四丁目8番2号

資本金：300万円

設立：平成16年12月15日

従業員：役員1名、社員9名（平成22年4月末時点）

##### ②Bーサポート株式会社

代表者：代表取締役 中村 寿孝

所在地：広島県広島市中区広瀬北町8番8号 広瀬山陽ビル2階

\*登記簿上は広島市西区中広町三丁目4番1号

設立：平成16年12月17日

資本金：300万円

##### ③株式会社アクティブ

代表者：代表取締役 菅野 裕喜

所在地：福岡市中央区天神1丁目13番26号 福岡中央ビル3Fデパーズ内

\*登記簿上、契約書上の所在地は愛知県名古屋市中村区名駅四丁目6番23号名古屋第3堀内ビルディング

資本金：300万円

設立：平成20年11月27日

売上高：420万円（平成20年度）

従業員：役員1名、臨時職員1名（平成22年4月末時点）

##### ④株式会社ウエスト

代表者：代表取締役 中村 寿孝

所在地：福岡市中央区天神1丁目13番26号 福岡中央ビル3Fデパーズ内

\*登記簿上、契約書上の所在地は大阪市北区角田町8-47

資本金：300万円

設立：平成21年6月17日

売上高：5万2千円（平成20年度）

従業員：役員1名、臨時職員1名（平成22年4月末時点）

#### (2) 取引形態：業務提供誘引販売取引

(3) 取扱い商品・役務(以下「本件商品等」という。)

名称： SOHO プラン(アクティブ社)  
ウエストプラン(ウエスト社)

内容： ・在宅ワーカーチャレンジナビ  
・CD-ROM2枚／マニュアル1冊  
・Windows／Word／Excelテキスト1冊  
・契約者専用Webサイト上での入力業務の研修 等

販売価格： 498, 600円(アクティブ社)  
499, 200円(ウエスト社)

※デパーズ社の代表取締役原野裕治、Bーサポート株式会社及びウエスト社の代表取締役中村寿孝は、経済産業省から平成17年3月29日付けで特定商取引法第23条第1項に基づく業務停止命令(6ヶ月間)を受けた株式会社CSAの取締役であった者である。

## 2. 取引の概要

株式会社デパーズ、Bーサポート株式会社、株式会社アクティブ及び株式会社ウエスト(以下、「本件事業者」という。)は一体となって、インターネット上でパソコン入力業務の在宅ワークを紹介するジョブシステム、ライフプランニング、インターネットワークス、ワークネット等と称するWebサイトから資料請求をした消費者に対し電話をかけ、本件商品等を購入しWebサイト上でのパソコン入力の研修で得られる知識・技能を利用して、株式会社システムサポートが提供するパソコン入力の業務に従事することにより収入が得られることをもって消費者を誘引して、本件商品等の購入に係る代金の負担を伴う取引を行っていた。この取引は、特定商取引法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引に該当する。

当該販売事業の中で、株式会社デパーズは、販売業務を統括し、その従業員に株式会社アクティブあるいは株式会社ウエストの名称で本件商品等の販売の勧誘を行わせていた。

株式会社アクティブ及び株式会社ウエストは、当該販売の事業の中で、株式会社デパーズの事務所内において同社を販売代理店として消費者と本件商品等の販売契約を締結していた。

また、Bーサポート株式会社は、当該販売の事業の中で、契約書面等の受取・保管、経理処理等の事務業務全般を担当していた。

## 3. 行政処分の内容

### (1) 取引停止命令

平成22年7月24日から平成23年4月23日までの間(9か月間)、特定商取引法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

① 業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘すること。

- ② 業務提供誘引販売取引についての契約の申込みを受けること。
- ③ 業務提供誘引販売取引についての契約を締結すること。

## (2) 指示

株式会社アクティブ又は株式会社ウエストから本件商品等を購入した者に対し、「営業員が、簡単にトレーニングを修了した上でスキルチェックに合格でき仕事が斡旋されるかのように勧誘し、さらに、仕事はたくさんあり毎月途切れることなく仕事を提供するので、2万円から3万円程度手元に残るなどと確実に収入が得られるかのように勧誘していたことがあるが、これらは虚偽であり、実際は簡単にトレーニングを修了した上でスキルチェックに合格でき仕事が斡旋されるわけではなく、確実に収入が得られるものでもない。」旨を、平成22年8月23日までに通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官まで報告すること。

## 4. 命令及び指示の原因となる事実

本件事業者は、以下のとおり特定商取引法に違反する行為を行っており、業務提供誘引販売取引の公正及び相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

### (1) 業務提供利益に関する不実告知（特定商取引法第52条第1項第4号）

本件事業者は一体となって、業務提供誘引販売取引の契約の締結について勧誘をするに際し、契約後の毎月の収入について、「3年間は月5万円の収入から2万円の手数料を差し引いて3万円の収入になります。」、「仕事が途切れることはなく、たくさんあります。」、「2、3万円ぐらいだったら問題なくいけるんじゃないですか。全然大丈夫ですよ。」などとあたかも毎月一定の収入が得られるかのように勧誘していた。しかし、実際には、毎月途切れることなく仕事が提供されるわけではなく、仕事の収入で毎月の商品代金を支払っても2万円から3万円程度手元に残る消費者はごく僅かであった。

### (2) 判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項について不実告知（特定商取引法第52条第1項第5号）

本件事業者は一体となって、業務提供誘引販売取引の契約の締結について勧誘をするに際し、「トレーニングを受けて簡単な試験に合格すると業務開始となる。」、「研修や試験は難しくないので来月から働けます。」、「全くパソコンを使ったことのない人でもトレーニングを受けて仕事ができるようにしていますので、経験のある人はすぐに仕事ができます。」、「パソコン入力がすんなりできたら、最初の月から収入を得られる人もいます。」、「スキルチェックを受けてCランクでのお仕事が始まります。早い人は半月位で終わることが出来ます。」などと、誰でも簡単にトレーニングを修了した上でスキルチェックに合格でき仕事が斡旋されると説明し勧誘していた。

しかし、実際には、トレーニングの最後に受けるスキルチェックは知識問題と入

力業務の試験があり、知識問題は、30分以内に個人情報保護法等の専門的知識について40問の4択問題で80点以上正解を必要とし、また、入力問題は、10日間で約500件のデータをミス率3%以内で入力することが必要であるなど簡単なものではなく、実際の合格者も登録者の約2割と、とても簡単に合格できるようなものではなかった。

### (3) 勧誘目的の不明示（特定商取引法第51条の2）

本件事業者は一体となって、業務提供誘引販売取引の勧誘に先立って、その相手方に対し、「在宅ナビに登録されましたよね。登録した方に連絡させて頂きました。パソコンを使った簡単な内職があるのですが、興味があればご説明します。」「当社は仲介業務を行っており、名刺入力や伝票入力のお仕事を紹介しています。」などと告げるだけで、特定負担を伴う取引についての契約締結について勧誘する目的である旨を告げていなかった。また、「依頼のあった会社からの報酬の一部を当社が手数料、運営費として頂きますので、毎月2万円前後その分を差し引いた報酬になります。」「仲介手数料が必要で、毎月1万円位になります。」などと告げ、当該勧誘に係る商品及び役務の種類を明らかにしていなかった。

### (4) 契約書面の虚偽記載（特定商取引法第55条第2項第5号、同法施行規則第44条第2号）

本件事業者は一体となって、業務提供誘引販売取引の契約を締結したときに交付しなければならない契約の内容を明らかにする書面であると認められる「販売契約書」の契約担当者の欄に偽名を記載していました。

## 5. 勧誘事例

### 【事例1】

平成21年6月、Aはインターネットで在宅ワークを検索し、在宅ワークの紹介サイトの募集受付に個人情報を入力し資料請求をした。

数日後、アクティブのVと称するRから「在宅ワークの紹介サイトから応募いただいた件で。」と言って電話がかかってきた。Rから「派遣で働いた場合、報酬から運営費を派遣会社に納めると思いますが、それと同じで依頼のあった会社からの報酬の一部を当社が手数料、運営費としていただきますので、その分を差し引いた報酬になります。」と会社のしくみについて簡単に説明を受けた。また、「電話面接には30分前後かかるので改めてご連絡しますが、いつが良いですか？」と言われ、Aは翌日の予約をした。

翌日、Rから電話があり、「入力業務にはa, b, cとランクがあり、cからbに上がると仕事の内容も報酬も変わり、仕事の功績とミスの数等を考慮して、それぞれの方について担当者の判断でcからbに上がれるので、まじめに期日までに納品して下さい。」「最終的にはランクが上がって月10万円もらっている人もいますよ。」と告げられた。また、Rから、「運営費は50万円弱の定額でそれを2年間で分割して株式会社アクティブに支払っていただきます。」と説明された。Aはこの時、50万円弱

という金額に対して支払っていくということを初めて知ったので、少し不安になった。Aが「仕事はたくさんあるのですか。」と質問すると、Rは「仕事が途切れることはなく、たくさんあります。」と答えた。Rは「合格の形を取らせて頂きます。」と言い、今後の流れとして、トレーニングを受けて簡単な試験に合格すると業務開始となると説明された。Rから「研修や試験は難しくないので来月から働けますよ。」と告げられ、Aは収入が厳しい状況にあったことから、すぐに働けるものと思い、契約することにした。

その後、メールで送信されたIDを使って仮登録画面に入り、その日のうちにフォームを入力して、返信した。しかし、仮登録画面で契約規約を確認したところ、契約内容は「商品の内容 SOHOプラン、商品の代金 498600円」と記載されており、運営費と言っていたRの説明とは食い違いがあり、不審に思ったので、消費生活センターに相談した。

### 【事例2】

平成21年6月、Bは子供がまだ小さいため、自宅でできる仕事を探そうと自宅のパソコンを使ってインターネットで「在宅 打ち込み」というキーワード検索し、資料請求をした。

数日後、アクティブのWと称するSから「資料請求された件でお電話しました。アクティブのWです。」と電話があり、「お仕事の詳細なお話しをしたいのですが、1時間くらいかかるので、後日お時間を作ってください。」と言われた。Bはそれならば翌日の午前中にしてもらいたいとSに伝えた。

翌日Sから電話があり、「仕事を始めるにはまずパソコン操作の基本ができていなければなりません。それには研修を受けてもらう必要があります。研修はステップ1から5まであり、ステップ1はデータ入力のためのメールによるファイルの送受信や圧縮と解凍、ステップ2はデータ入力50件程度、ステップ3は集計・平均等の関数を使用した表作成、ステップ4はステップ3程度の表の作成やグラフ作成、ステップ5は論理関数等を使用し実務を想定したレポート作成です。」という研修の話があり、「ある程度パソコンができる人はこんなにやらなくても、そんなに時間がかからずにステップアップができることがあります。」、「早い段階でステップアップできますよ。」、「だいたいの皆さんができていますよ。」と言っていた。Sは、その研修はテキストを使って行うようなことも言っていた。しかし、この使用するテキストにはお金がかかるというようには言っていなかった。

収入については「月に低ければ5、6万円収入があります。しかし、紹介料として月に2万円支払ってもらう形になると思います。紹介料を支払っても収入はプラスになります。」と言っていた。そして、「ランクが上がると収入はよくなりますよ。月に10万円を超えている方もいます。」とも言っていた。紹介料については「派遣みたいな仕事でBさんに仕事を紹介することになるので、紹介料としてお金をいただきます。金額は498,600円になります。」、「支払は毎月支払うこともできますが、毎月の支払が嫌な人は一括で支払っている人もいます。」と言っていた。また、Sは約50万円の金額は紹介料ということだと言っていたので、契約書に書かれている「SOHOプ

ラン」という商品の契約であるということは聞いていなかった。

Bはどのような仕事があるのか聞くと、Sは「企業からくる仕事があり、その中でもカラオケ本の打ち込みや不動産業者のチラシ作成の仕事は単価が高いです。仕事は随時あります。」と言っていたので、Bは、仕事は豊富にあり毎月しっかりと収入を得ることができるのだと思った。Bは月に5万円くらい、子供の保育料くらい稼げれば紹介料として2万円くらい支払うのは仕方がないと思って契約しようと思いを承したところ、数日後、アクティブから会社のパンフレット、「SOHOプラン概要書」、「SOHOプラン申込書兼販売契約書（第2項書面）」と代金の支払方法が書かれた書面がBの自宅に届き、Bは概要書と契約書の会社の控えと代金の支払方法が書かれた書面の3枚を株式会社アクティブに送った。

数日後、Bの夫がアクティブをインターネットで検索すると、悪質な業者であるという掲示板の書き込みがいくつか出てきたことからBは驚き、今回の契約を解約しようと思い消費生活センターに相談した。

### 【事例3】

平成21年2月、Cは少しでも収入を増やしたいと思い、在宅ワークの紹介サイトに登録をした。

1から2週間後、Cの携帯にアクティブのXと称するTから「在宅ワークの紹介サイトに登録されましたよね。登録した方に連絡させて頂きました。パソコンを使った簡単な内職があるのですが、興味があればご説明します。」と電話があった。Cは仕事をしたいと思っていたので、Tの説明を聞くことにした。Tは「SOHOプランと言って当社のオリジナルプランです。プラン内容としては、企業から依頼されたパソコンを使ったお仕事を株式会社アクティブが請け、メールのやり取りで、お仕事のスタッフとして登録した人に仕事を行ってもらい、企業に納品するシステムです。」とCに説明した。Tから「パソコンは使えますか。」、「1日にどれくらいの時間お仕事できますか。」等質問され、Cは、「1日に5時間程度であればできると思います。」と答えた。するとTから、「それならかなり良い収入になりますよ。1日2、3時間入力業務をすれば1ヶ月で3～5万円の収入になります。全くパソコンを使ったことのない人でもトレーニングを受けて仕事ができるようにしていますので、経験のある人はすぐに仕事ができます。」と告げられた。また、Tから「どれくらいの収入を目指していますか。」と聞かれCが「1月に5万円位です。」と答えると、「パソコンが使えるのであれば問題ないですね。」と言われた。Tから「パソコンが使えても使えなくても、初めはcランクからお仕事をしてもらいますが、仕事をミス無く、納期通り提出したスタッフには、当社がcランクからbランクに指名します。aランクで月数十万円稼いでいる方もおられます。こうなると企業から指名料を頂けるので、登録スタッフからは手数料は頂かないようにしています。」と説明された。Cはこの時手数料がかかることを知った。Tから「アクティブのシステムを皆様に提供するには、もちろん経費が発生します。システムを提供する代金として約49万円を頂いております。そうは言っても、一括で支払うのは大変ですので、クレジットカードやローンを組んで支払ってもらっています。皆さん月々2万円程度のお支払いになるように、36回払いのローンを組んでい

らっしゃいます。」「3年間は、月5万円の収入から2万円の手数料を差し引いて、3万円の収入になります。ですから長くお付き合いできる方でないためなのです。ローンだけが残ってしまいますから。3年以上お付き合いするお気持ちが無いと。」と告げられた。Cは「パソコン初心者でも最低1月3万円のお仕事はさせて頂けるのですね。それならローンを差し引いても1万円は報酬として残るのですね。」「定期的にお仕事はありますか。仕事がないということは無いのですね。」「と質問し、Tは「その通りです。」「絶対大丈夫です。」「と答えた。それでCは、契約をしようと思った。

トレーニングを始めたところ、Cは基本的なパソコン操作はできたが、それでも再度トレーニングを受け直すことがあったので、パソコンを全く使ったことの無い人には簡単にできないのではないかと感じ始めた。トレーニングを始めてから3ヶ月程経過し、ようやく最終スキルチェックを受けることができたのは6月になっていた。500件のデータ入力と知識問題があった。500件の入力は1日10時間近く打ち込み、5日もかった。知識問題は、法律問題や実務問題で30分の制限時間があり、熟知していないと時間内には答えられないような高度な知識を要する問題ばかりだった。その上1度スキルチェックに不合格になると一ヶ月後の決められた日までスキルチェックを受けられない。契約前に聞いた「すぐに仕事ができる」という説明とは違うと思い、消費生活センターに相談した。

#### 【事例4】

平成21年の10月、Dがインターネットで「在宅」というキーワードで検索したところ、在宅業務を紹介するサイトを見つけた。そこには、簡単な入力で収入が得られるといったことが書かれてあったので、Dは登録をした。

2、3日後、ウエストのYと称するTから電話があり、「私どもが登録しているところから連絡がきました。在宅業務紹介に登録されましたよね。」「パソコンでの在宅業務をお探しですか。」「と言った。

Tから「では電話面接させていただきます。」「今、会社側も人件費削減で入力業務は他の業者にまかせています。ですから、仕事が無くなることはありません。簡単な文章などの入力のお仕事ですが、1日に2、3時間お仕事にかけられますか。」「と質問され、Dは「はい。」「と答えた。Tは「1日2、3時間お仕事していただくと、月々5、6万円の収入が得られます。」「慣れてきて、納期通り間違いないように仕事をして頂いて、お互い信頼関係ができればもっと収入の良い仕事を紹介します。」「仲介手数料が必要で、毎月1万円位になります。この仲介手数料は報酬から天引きできませんので、報酬がDの口座に振り込まれて、Dが当社に1万円を振り込むという形になります。」「と告げた。また、「一生懸命お仕事している方にずっと仲介手数料をいただくのは申し訳ないので、最大約50万円までお支払いいただき、それ以降はいただきません。大体4年間位はお支払いいただくことになります。」「と説明した。Tは「お仕事の前にステップ1から5までのトレーニングをやっていただきます。」「パソコン入力ですんなりできたら、最初の月から収入を得られる人もいます。ワード、エクセルができたら大丈夫です。」「スタート月は仲介手数料だけ支払って収入がマイナスになる場合もありますので、できるだけ早くトレーニングを提出して下さい。」「初めはくら

ランクの簡単な仕事からやってもらいますが、お客様に対して問題なく出せる仕事をやり続けると次のランクになりますので、お給料も上がりますよ。」と告げた上で「では、採用とします。契約書を送りますので、必要事項を記入して送って下さい。」と言って電話を切った。

数日後、契約書類が届き、契約書面にCD、マニュアル代として499200円と記載されており、Dは不審に思い、この金額を支払わなければならないのかどうかを消費生活センターに相談した。

#### 【事例5】

平成21年8月、Eは、家でできる仕事を探し、在宅ワークの紹介サイトに登録し、資料請求をした。

数日後、「在宅ワークの紹介サイトから業務委託を受けましたウエストのYと申します。」「当社は仲介業務を行っており、名刺入力や伝票入力のお仕事を紹介しています。」「週10時間以上、長くできる人を求めています。」とYと称するTから電話があった。また、単価はa、b、cとランクによって異なり、初めはcランクの伝票やアンケートのデータ入力等簡単な仕事になるという説明があった。Tは、「cランクは1件につき3円から100円で、3ヶ月でbランクにチャレンジすることができます。」「bランクはグラフや会計のお仕事、aランクはcランクの人のチェック指導もあり、1件に月5円から700円と収入もアップします。」と説明した。また、「利用料として499200円がかかりますが、一旦払ってしまえば、それ以降は支払わなくても良いのです。利用料は給与から天引きはできないので、毎月1万5千円位をクレジット払いで支払ってもらいます。収入が増えてきたら、残金を一括払いする人もいますよ。」と告げた。Eが、「収入の中からお返ししたいのですが。」と言うとTは、「それは大丈夫です。」と答えた。Tから「それでは契約書類を送付しますが、よろしいですか。」と聞かれ、Eは「はい。」と承諾した。

同日の夕方、ウエスト人事管理からE宛に契約概要を見るためのユーザー名とパスワードを知らせるメールが届いた。Eは、契約概要をざっと見て、商品の代金499200円と書かれてあることに気づき、Tが利用料と言った説明とは違うので次回質問をしようとメモ書きしておいた。

数日後、書面が届き、Tから電話があった。Tから「ステップ1から5までトレーニングを提出してもらい、最後にスキルチェックを受けてcランクでのお仕事が始まります。」「早い人は半月位で終わることができます。」と告げられた。

Eは利用料として説明を受けた49万円が契約書には「商品」と書かれてある点について、Tに質問すると「特定負担金としてプラン全体、全部ひっくるめて商品として扱います。」という答えだった。

契約後、サポート担当から電話があり、今後のお仕事の流れの説明があった。内容としては、①18ヶ月間サポートをする。②マイページができるので、そこからトレーニングを進める。③ステップ1から5まであって各トレーニングは1週間で提出する。添削結果は3日後に送信される。④スキルチェックは入力トレーニングが500件の入力で、10日間の提出期限がある。知識問題は30分以内の制限時間の中で、40問出

題される。という説明だった。

Eは、早速ステップ1のトレーニングに取り組んだ。ステップ1は2回目でクリア、ステップ2は3回目でクリア、ステップ3、ステップ4は1回でクリアした。ステップ5は2回目でクリアした。スキルチェックは入力課題と知識課題の両方をクリアしなければならず、1回目は不合格だった。課題に取り組み始めてからすでに3ヶ月程経過しており、1ヶ月1回しかスキルチェックを受けることができず、Eは、この調子ではいつまでも仕事ができないと思った。

ちょうど同じ頃、インターネットで騙す手口をテレビで放映していたことから、Eはインターネットでウエストに関する悪評が無いかわ調べたところ、ネットの書き込みにもEと似たケースが紹介されていたことからEは不安になり、消費生活センターに相談した。

#### 【事例6】

平成21年10月、Fは在宅ワークの仕事を探し、在宅ワークの仕事先を紹介してくれるインターネットサイトに会員登録をした。

数日後、ウエストのZと称するRから電話があった。Rは、「パソコンの入力業務の仕事で、名刺やアンケートデータの入力をしてもらいます。自分の空いた時間に出来ますので、子供がいてもいっぱいやっている人がいます。」「電話面接をさせてもらえれば契約出来ます。」と言うので、電話面接を後日行うことにした。電話面接ではRから月にいくら稼ぎたいかと聞かれたので、Fは「2、3万円ぐらい稼げればいいな。」と答えた。すると、Rは「それぐらいだったら問題なくいけるんじゃないですか。全然大丈夫ですよ。稼いでいる人は月に何十万と稼いでいますから。」と軽い感じで告げた。電話面接と言っても、あまり面接らしいことは聞かれず、Rがペラペラと業務内容をしゃべる感じだった。それからRは、「仕事にはa b cのランクがあって、まずはcランクの業務から始めます。名刺入力のようなテキストの入力作業が中心です。cランクの業務に入るためのトレーニングがあります。トレーニングは何段階かあって、その段階を全部クリアすれば仕事出来ます。個人差もありますが、cランク業務に入るまでのトレーニングは100時間ぐらいです。」「サポートセンターがついていて安心です。トレーニングをバックアップします。」と言った。Fがパソコンの資格を持っていることを告げると、Rは、「それならもっと早く出来るかもしれません。どんどん進めたかったら、早くやればやるだけ早く仕事出来ますよ。」と言った。週に仕事を何時間やれば月にいくら稼げる、自分で仕事量をコントロール出来るという説明もあった。そしてRが「aランクに上がるとやれる業務も増えますから、短時間にいっぱい稼げる業務になるので、そうなるまでせこせこ頑張ってやらなくてもポンと稼げちゃいますよ。だからどんどんステップアップして下さいね。」と言うので、Fもトレーニングを受けてランクアップすれば仕事出来るんだと思い、すっかりやる気になった。

次にRが、「仕事を紹介する手数料として499,200円必要です。」と告げた。それまでの話では仕事をする前に高額な手数料が必要だとは言われていなかったので大変驚いた。Rが「人材派遣では報償の何割かは人材派遣会社に入っていて、手元に残るのは残りの分ですよ。うちもただで仕事を紹介出来る訳ではないですから。」、

「総額でそれしかもらわないので、仕事をしていくうちにこの金額は超えていきますから、そんなに高い金額ではないです。元を取るのも難しいことではありませんよ。」、「人材派遣会社が差し引く金額よりは全然安い金額なんですよ。」と言うので、Fも最初は高いと思ったが、そういうものなのかと納得した。Rから「電話面接でお話しして何も問題ないので、採用です。後日書面を送りますから電話面接でOKを貰った5日の日付けを記入して返送して下さい。」と指示された。また、支払いについては一括払いもリボ払いも出来ると説明された。また、「エクセルのテキストなどを送ります。宅配便が届いたら、中にCD-ROMとテキストが入っていると思うので、内容を確認して下さい。」とも言われた。そのCD-ROMを何に使用するのか全く説明が無かったので、そのうちに仕事に使うのかと思っていた。

トレーニングは、サイトのマイページにログインすると自分の実力にあった課題が提示されるので、その課題をダウンロードして、回答を電子メールで送るかマイページの回答の箇所に提出するというものだった。最初の課題は難なくクリア出来たが、課題を回答してから結果がわかるまでに必ず3日かかるので、思っていた以上に時間がかかった。エクセルの表の読み取りの課題では、二回提出したが、二回とも不合格だった。どこをミスしたのか指摘がないので何故クリア出来ないのかわからなかった。Rの説明ではサポートセンターがついていて安心ということだったが、特に何かをしてくれるという訳では無かった。このように何度も課題を提出して結果が出るのを待っていたら、いつまで経っても合格出来ずどんどん日にちが経ってしまうと不安になり、消費生活センターに相談した。